

第2章

課題の確認

ある病院を経営する医療法人では出資持分をめぐりこんな問題が起きています。

病院を経営する医療法人事例 1

昭和 34 年に設立された医療法人社団に、設立から 11 年を経過した昭和 45 年、50 万円を出資し、入会した A 社員がいました。その後、この A 社員は昭和 63 年にその医療法人を退社し、自らが出資した 50 万円に相当する出資持分の払戻しとして約 5 億円の請求がなされましたが、裁判所は設立後に出資を行って入会した場合には当該出資時における医療法人の資産総額に当該社員の払込済出資額を加えた額に対する当該出資額の割合によるとして、最終的には約 600 万円の払戻を命じました。それでも、50 万円が 18 年後に 12 倍の約 600 万円になる訳ですから、医療法人に残って頑張る社員にとっては納得がいきません。これが、途中出資でなく、当初より 50 万円を出資していたなら、それこそ約 5 億円相当を払戻すこととなり、医療法人経営は維持できなくなります。

いずれにしても、この裁判では社員に払戻すべき金額は、退社した時点での医療法人の純資産に対し、出資額に応じた額としたことです。当初の出資した金額を限度とはしていません。

この裁判では、出資持分の払戻しは、50 万円の出資で約 5 億円の払戻しが起きる可能性があることを示唆しています。払戻しは、現金でおこなわれますが、医療法人にとって、多額の現金預金を手元に保管しているところは多くはありません。大半の場合、医療機器や建物等設備の資金に注ぎ込まれています。払戻しに応じる場合、銀行等から借入をするか、資産を売却する等の対策が必要です。出資持分の払戻しは、医療法人経営を圧迫します。

病院を経営する医療法人事例 2

医療法人で、それまでの理事長が他界され、相続が開始されました。その際の医療法人の出資持分評価額は、約 37 億 5,000 万円となり、その出資持分を相続した奥様は、相続税支払いのため、医療法人の出資持分の払戻しを請求しました。しかし、医療法人側では、出資持分の払戻しを請求されたら、多額の払戻しになり、医療法人経営が立ち行かなくなるとの判断から、理事長が他界される前に、出資額を限度として払戻すとの定款変更を行っていました。そのため、医療法人側が主張する出資払戻額は、約 1,000 万円でした。払戻すべき金額の話し合いが成立しないため、裁判が行われ、結果としては、その定款変更は有効との判断から、払戻すべき金額は約 1,000 万円となりました。

本来はこれで決着なのですが、税務上、残存社員がいる場合の贈与税の課税あるいは残存社員がいないのであれば、医療法人を個人とみなした贈与税の課税問題はどうかといった疑問は残されたままになっています。

この事例では、払戻すべき金額は出資額を限度とする定款変更が行われており、その有効性が争われた案件でしたが、もし、この定款変更がなされていなければ、1000万円ではなく、約37億5,000万円の払戻しをしなければなりません。一件落着なのですが、同時に、もう一つの問題が生じています。つまり、差額37億4000万円の払戻しをしないで良くなった金額についての課税上の問題です。通常、残った出資社員あるいは医療法人に対して贈与税の課税問題が生じていることです。医療法人に贈与税が課税されるとなると、18億円以上の贈与税の支払いとなります。それはそれで問題です。

診療所ではこんな事例もありました。

診療所を経営する医療法人事例3

承継者の父は有床診療所を経営していましたが3年前に他界し、承継者は相続の申告を終わらせました。その医療法人は毎期経常利益2,000万円を計上しており、歴史もあり、土地も広いため、医療法人の出資持分評価額は3億円です。承継者の父である前理事長が個人で所有する物納可能な土地の評価額が約1億円、その他預金4億円で、総額の相続財産は8億円です。相続人は、次期理事長である承継者と他家に嫁いだ姉が2人でした。相続税の総額は、3億1,300万円で、承継者は医療法人の出資持分を全額相続し、その納税用に物納用土地とその他資産のうち、預金1億円を相続することとなりました。そのため、承継者が負担すべき相続税額は約2億円となったため、1億円は土地を物納し、残り1億円は相続した預金で支払いました。承継者の手元には医療法人の出資持分3億円が残りました。姉たちはそれぞれ1億5,000万円の相続を受けて5,600万円の納税をすることとなったので、手元には1億円相当の財産を手に入れることが出来ました。承継者には解散時にしか手に入れることの出来ない出資持分が残った結果となり、承継者は納得していません。

診療所で金額が少ないといっても、それは病院と比べての数字で、1億円という数字はその規模からいうと大きな数字です。姉たちはその1億円を手にしりましたが、承継者は、医療法人を引き継ぐだけとなりました。それを平等と思うか、それとも不平等と感じるかは、相続人たちで話し合うべき問題なのでしょう。

「医療法人の出資持分は、創設者や理事長にとっては、自分の努力で築いてきた財産ともいえるでしょう。しかし、その財産価値は、法人を解散したり、売却したりするまで実現しません。また、現金化するために解散するなどということも、そこに患者、スタッフがいるのであれば、とても容易に実行できるものではありません。

医療法人の経営の安定化にとって大切なのは、自己資本の充実です。自己資本の充実によって、医療の充実のためにさまざまな投資が可能になり、将来の安定化につながります。

一方で、出資持分の払戻請求は、この自己資本充実の原則から外れますし、結果として経営を危うくさせます。以上のような問題が起きないようにするために、出資持分のない医療法人への移行を検討する前提として、まずは、出資持分のある医療法人において、出資持分が法人経営にどのような影響を及ぼし得るのか、①払戻請求（第2章第1節）、②相続（第2章第2節）の課題を見ていきましょう。」

第 1 節 出資持分払戻請求権を行使された場合の影響度の算定

すでに「医療法人の基礎知識」でも説明した通り、医療法人の定款に、出資持分の払戻請求権について、どのように記載されているかを確認しなければなりません。一般には、定款第 8 条もしくは第 9 条に「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と記載されていることが多いと思われます。

そうした記載のない医療法人及び「社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。」と記載されている医療法人は除きます。ちなみに、前者を出資持分のない医療法人と呼び、後者を出資額限度法人と呼んでいます。

POINT

- ① 自法人の出資持分の払戻し請求権が定款にどのように記載されているか確認
- ② 経営陣・親族間での意見対立が起こった場合に備えて、判断基準（経営理念等）を明確にしておく
- ③ 出資持分の払戻請求を受ける可能性があるとするれば、法人経営における影響度を試算しておく

出資持分払戻請求権とは、通常①社員資格を喪失したものが、②その出資額に応じて、③法人の資産からの払戻しを請求することができるというものです。なお、出資額に「応じて」払戻すことは医療法人の任意になります。

(厚生労働省モデル定款)

第 9 条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

⇒第 1 章 医療法人の基礎知識③ P12「出資持分の払戻請求権」を参照

<出資額に「応じて」とは？>

社員資格の喪失とは、これも医療法人の定款に定められていると思いますので確認してください。一般には、除名、死亡、退社によるとされており、除名の場合には相当の理由に基づき社員総会で過半数の議決が必要になりますが、退社の場合は、その社員の意思に基づいて「やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。」とされています。モデル定款では、理事長が同意しない場合を想定していませんが、一般論として、その社員の意思が尊重されるべきといえます。つぎに、「その出資額に応じて」と記載されているものは、「出資額全体のうちのその退社する社員の持ち分割合に応じて」と理解されます。ですから、例えば資本金 400 万円のうち 200 万円を出資している、あるいはその出資分を引き継いだ場合には 50%の出資持分があると考えます。

＜医療法人の存続を第一に事前の準備を＞

以上のことから、出資者であれば、出資持分を払戻し請求することができることとなりますが、多くの方はその医療法人の存続を第一に考え、出資持分の払戻しにより、医療法人の経営を圧迫したくないと思っています。

しかし、これまでの例をみると、医療法人経営に直接関与していない出資者あるいは医療法人経営等をめぐる意見の対立により退社した出資者から、出資持分の払戻し請求権を行使されることがあるようです。兄弟間での意見対立や共同経営者間の意見対立などが見られます。とりわけ、兄弟間での意見対立は、親という仲介者がいる場合には決定的な対立にはならなくても、親が他界した後では、深刻な対立になる場合が多いようです。

つまり、現出資者が相続対策として、兄弟平等に出資持分を相続する旨を遺言しても、もしくは遺言がなく出資持分をそれぞれが平等に相続したとしても、将来の禍根を残してしまう可能性があります。兄弟間の対立を回避する対策としては、意見対立が生じた場合、判断の基準を経営理念あるいは経営哲学として定めておくのも良い考えです。いつでも出資持分の払戻し請求を受ける可能性があるとするれば、その際の払戻すべき金額を試算しておく必要があります。計算方法については、様々な議論がありますが、代表的な意見を記載しておきます。

出資持分払戻額算定に用いる計算例

この払戻し金額は、社員間の話し合いで決めるべきものですが、その金額により、残存出資社員への贈与税の課税が起きることもあり、または医療法人に贈与税の課税が生じる場合もあります。

参考として計算例を以下に表示します。

イ、時価評価に基づく純資産額から、その持分の割合にて算定する原則的方法。

(出資持分の払戻しを巡る平成22年4月8日最高裁判決)

ロ、相続税財産評価基本通達に基づいた類似業種比準価額を援用して算出する方法。

ハ、相続税財産評価基本通達に基づいた純資産評価額をもとに算出する方法。

ニ、時価純資産方法で算出し、一定の減額率を乗じて求める方法。

上記算定方法により、払戻しを行った場合、その社員に対しては配当所得としての所得税の課税あるいは贈与税の課税、退社せずに残った出資社員に対しての贈与税の課税、または当該医療法人への贈与税の課税が生じる場合、あるいはまったく課税問題が生じない場合があるので、実態に即し、課税庁との事前打ち合わせが望まれます。

一般に、出資評価額が当初の出資額より多い場合には配当所得が課税されます(注1)。また、ニについては、退社せずに残った出資社員に対して贈与税の課税が生じる場合があります。ニで、退社せずに残った出資社員がいない場合、その医療法人に贈与税の課税が生じる場合があります。課税については、事前の検討が必要です。

(注1)一部譲渡所得に該当するものがあります。

具体的な計算について考えてみましょう。以下の数値はある病院を経営する医療法人の実際の数値です。

貸借対照表

単位：千円

借 方		貸 方	
流動資産	807,958	流動負債	418,548
固定資産	959,197	固定負債	63,958
うち土地	271,217		
うち建物	568,121		
無形固定資産	0	資本金	4,000
繰延資産	1,099	繰越利益	1,281,748
借方合計	1,768,254	貸方合計	1,768,254

法人税申告書 別表5(一) 利益剰余金 1,290,344 千円

別表4 所得金額 113,323 千円

この法人の①時価純資産評価額(上記のイ)、②相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産評価額(上記のハ)、③相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額(上記のロ)、をそれぞれ算出して、比較してみましょう。

時価純資産評価方式では、土地や建物については不動産鑑定士の評価により、その他の資産も適正な鑑定による時価により評価しなすこととなります。相続税法上の純資産評価額の場合、特段に劣化しているなど特別の事情がない場合、基本通達に定める方法、例えば土地であれば路線価に基づく方法や建物であれば固定資産税評価額などを利用して計算します。

従業員100人以上の病院での出資持分評価の違い(100人以下では計算方法が変わります) 単位：千円

借 方				貸 方			
勘定科目	決算書	時価純資産	相続税評価	勘定科目	決算書	時価純資産	相続税評価
他流動資産	806,258	806,258	806,258	流動負債	418,548	418,548	418,548
前払費用	3,500	0	0	固定負債	63,958	63,958	63,958
貸倒引当金	▲1,800	0	0	負債合計	②482,506	③482,506	④482,506
流動資産計	807,958	806,258	806,258				
建物	568,121	381,600	480,320				
土地	271,217	642,600	546,210				
他固定資産	119,859	113,295	119,859				
固定資産計	959,197	1,137,495	1,146,389	資本金	4,000	4,000	4,000
繰延資産	1,099	0	0	繰越利益	1,281,748	1,281,748	1,281,748
資産合計	①1,768,254	①a1,943,753	①b1,952,647	負債資本合計	1,768,254	1,768,254	1,768,254

※1) 前払費用や貸倒引当金は、時価評価・相続税評価それぞれで加味しません。

※2) 土地や建物について、時価純資産評価は不動産鑑定士の評価により、相続税評価は固定資産税評価額や路線価を使い評価しています。

※3) 時価評価のうち、他固定資産の中にある車両等一部の器具備品は、著しく劣化しているため業者評価を援用して算出しています。

(・定款にて出資1口50円である旨の定めのある場合)

時価純資産評価方式

$$\begin{aligned} \text{出資50円当りの評価} &= (\text{㉔} - \text{㉓}) \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) = \underline{\underline{18,266 \text{円}}} \\ &\text{つまり、365.32倍となります。} \end{aligned}$$

財産評価基本通達による純資産評価

$$\begin{aligned} \text{出資50円当りの評価} &= H \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) = \underline{\underline{17,339 \text{円}}} \\ E &= \text{㉖} - \text{㉔} = 1,470,141 \text{千円} \\ F &= \text{㉑} - \text{㉒} = 1,285,748 \text{千円} \\ G &= (E - F) \times 0.45 = 82,976 \text{千円} \quad (\text{含み益に係る法人税等分}) \\ H &= E - G = 1,387,165 \text{千円} \end{aligned}$$

財産評価基本通達による類似業種比準価額

$$\text{出資50円当りの評価} = \text{㉙} \times \left\{ \frac{\text{㉗}}{\text{㉘}} \times 3 + \frac{\text{㉕}}{\text{㉚}} \right\} \div 4 \times 0.7 = \underline{\underline{10,560 \text{円}}}$$

$$\begin{aligned} \text{イ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの株価} && 165 \text{円} \\ \text{ロ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの年利益金額} && 15 \text{円} \\ \text{ハ} &= \text{当該病院の出資50円当たりの年利益金額} && 113,323 \text{千円} \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) \\ &&& = 1,416 \text{円} \\ &&& (\text{法人税別表4の所得金額を利用}) \\ \text{ニ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの純資産価額} && 196 \text{円} \\ \text{ホ} &= \text{当該病院の出資50円当たりの純資産価額} && 1,294,344 \text{千円} \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) \\ &&& = 16,179 \text{円} \\ &&& \text{資本金等の額} + (\text{法人税別表5(一)の利益剰余金額を利用}) \end{aligned}$$

*類似業種の各数値は、国税庁より発表されるものを使います。ここでは平成22年12月を利用。

類似業種比準価額が最も低い金額となりますが、これは一般に相続あるいは贈与の際の税金計算に利用します。お互いの話し合いの中で、出資持分払戻額をこの類似業種比準価額に設定すると、残存出資社員に対する贈与税課税も生ぜず、話し合いが進むこともあるようです。

例えば、100万円分の払戻し金額は、類似業種比準価額で、2億1,120万円ですが、時価純資産価額では3億6,532万円と、1億5,412万円も違います。話し合いがつくのであれば、病院存続を前提に、類似業種比準価額にて折り合いを付けるのも一考です。

払戻しをおこなった場合の医療法人もしくは残存出資社員に対する課税関係

前述した「時価純資産価額」による計算も、「相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産価額」による計算も、「相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額」による計算も、それらに沿って計算されていれば、残存出資社員への課税関係は生じません。ところが、これらの方法によらず、前述各計算よりも低い価額で払戻すと、残った社員、すなわち残存出資社員への適正な価格との差額に対する「贈与税」の課税が生じる場合があります。逆に高い価額で払戻すと、払戻しを受けた人が利益を得たとして、こちらも「贈与税」課税の生じる場合があります。

また、払戻請求権の行使を受けて、出資している社員が居なくなり、出資していない社員が居る場合、払戻しをした時点で、出資持分のない医療法人になります。出資持分のある医療法人には戻れません（医療法施行規則第 30 条の 39 第 2 項）。さらに、社員が全員、出資持分の払戻しを受けて、退社した場合、その時点でその医療法人は解散したものとなります（医療法第 55 条）。

解散した場合は、残余財産の処分が問題になり、それにより課税関係が変わります。問題は、前者の出資持分のない医療法人として存続した場合ですが、その際、相続税法第 66 条第 4 項の適用を受けて、贈与税を課税される場合があります。いずれにしる、注意が必要です。

出資持分の払戻しを受けた人の課税関係

この医療法人の出資持分は 3 人が所有しています。理事長が 200 万円、理事長の姉妹がそれぞれ 100 万円ずつ所有しています。この姉妹のうち一人が払戻しを請求してきた場合の支払金額は、社員間あるいは社員総会で話し合っただけで計算方法を決めなければなりません。仮に、最も低い金額である相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額となった場合、払戻す金額は 2 億 1,120 万円です。このときの課税関係を見てみましょう。

この 2 億 1,120 万円の取得価格は 100 万円となります。従って、 $2\text{億}1,120\text{万円} - 100\text{万円} = 2\text{億}1,020\text{万円}$ が「配当所得」となり、他の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

また、医療法人側は、その退社した人への配当所得ですから、配当所得の 20% の源泉徴収を行ってから、その手取りを支払うこととなります。つまり、 $2\text{億}1,020\text{万円} \times 20\% = 4,204\text{万円}$ を源泉徴収し、翌月 10 日までに所轄税務署へ納付します（納期の特例は出来ません）。そして、その払戻しを受けた人には、その額を差し引いた手取り 1 億 6,816 万円を支払います。

◆出資持分の払戻請求権の概要の整理

<p>1 確認事項</p>	<p>イ. 定款の記載は？ 「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払い戻しを請求することができる」という〔改正前〕社団医療法人モデル定款第9条と同趣旨の規定が置かれているか。</p> <p>ロ. 退社（社員権の喪失）</p> <p>ハ. 出資持分払戻請求権</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>医療法人経営に直接関与しない出資者もしくは今後の相続財産の分割協議にて出資持分を相続した者等から出資持分の払戻請求権の行使を受ける可能性はありますか？</p> </div>
<p>2 払戻請求権を行使された場合の金額を試算する。 (算定方法)</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>原則：社員間の<u>話し合い</u>で決めるが、</p> <p>イ. 時価評価に基づく純資産額から、その持分の割合にて算定する方法（最一小判平 22.4.8 裁時1505号8頁）</p> <p>ロ. 相続税評価通達に基づいた類似業種比準価額を援用して算出する方法</p> <p>ハ. 相続税評価通達に基づいた純資産評価額をもとに算出する方法</p> <p>ニ. 時価純資産方法で算出し、一定の減額率を乗じて求める方法</p> </div> <p>上記算定方法により、残存出資社員への贈与税の課税もしくは当該医療法人への贈与税の課税が生じる場合があるので、実態に即し、課税庁との事前打ち合わせが望まれる。</p>
<p>3 払戻請求権行使のもたらす影響度を判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●払戻請求権に対し、現金にて支払った場合の経営への影響を算定する。 ●話し合いその他の対応が可能かを検討する。

第2節 相続発生時における出資持分影響度の算定

出資者の相続も医療法人の経営危機を招く場合があります。その出資持分を相続しても、退社・払戻しを受けない限り、現金化できません。しかし、相続税を支払わなければなりませんので、その資金捻出が問題となります。

POINT

- ① 医療法人経営に直接関与しない者に出資持分を相続させた場合、将来、出資持分の払戻し請求権が行使される場合があるが、その場合のリスクと対策について検討する。
- ② 医療法人経営に関与する者に出資持分を相続させた場合、どのようにして相続税を支払わせるのか。相続税はいくらで、支払いは可能かどうか。
- ③ 兄弟で当該医療法人を継承させた場合、将来、兄弟間での争いが起こったときの対応策及び兄弟のいずれか一人が出資持分払戻請求権を行使した時の想定はしているか。

前頁の例で考えてみましょう。

出資者のうちの姉妹の一人が相続開始になったとします。この方は、母一人子一人だったとします。ただ、子供はすでに20歳を超えていて、医学部に進学中と仮定した場合の相続税を考えてみます。

相続の場合は、相続税財産評価基本通達で示されている純資産評価もしくは、類似業種比準価額の何れかの選択となりますが、この場合は、類似業種比準価額を選択します。そうすると、相続財産として2億1,120万円が加算されます。その他に、自宅等その他の財産が約2,000万円を加算して、相続税の計算を行います。

財産総額 2億3,120万円－ 葬儀費用等債務控除 220万円＝ 課税対象相続財産 2億2,900万円
課税対象相続財産 2億2,900万円－ 基礎控除 6,000万円＝ 課税遺産総額 1億6,900万円
課税標準 1億6,900万円× 税率 40%－ 控除額 1,700万円＝ **納付税額 5,060万円**

注) これらの計算は、平成23年3月1日現在適用されている相続税法により計算されています。

とてもこの状況で医学生が払える金額ではありませんから、出資持分の払戻請求が起こる可能性があります。仮に、この母が1億円の生命保険に加入しており、医療法人からは3,000万円の退職金があったとすると、計算は以下の通りとなります。(生命保険及び退職金それぞれ500万円の非課税枠があります。)

財産総額 3億5,120万円－ 葬儀費用等債務控除 220万円＝課税対象相続財産 3億4,900万円
課税対象相続財産 3億4,900万円－ 基礎控除 6,000万円＝ 課税遺産総額 2億8,900万円
課税遺産総額 2億8,900万円× 税率 40%－ 控除額 1,700万円＝ **納付税額 9,860万円**

これであれば、生命保険で納税が出来ることとなりますが、学費や生活費は退職金で賄うこととなります。

出資持分の相続税への影響の大きさを見て取れるかと思えます。

第3節 理事等へ「特別の利益を与えること」について

出資持分のない医療法人（特定医療法人、社会医療法人含む）への移行にあたっては、理事、監事、社員あるいは評議員もしくは出資者、寄附者（以下理事等と呼ぶ。）に対し、正当な職務の対価以外に経済的利益を与えた場合は、贈与税の課税問題が生じます。

また、医療法上の配当禁止規定（医療法第54条）に抵触しますので、以下のような利益供与は禁止されています。

ここでは、通達から禁止されている事項に該当する主な行為を事例として列挙しました。条文はP25を参照ください。

この利益供与禁止規定に抵触する場合、要件を満たさないものとされ、特定医療法人、社会医療法人への移行はできません。また、出資持分のない医療法人、基金制度を採用した医療法人への移行は非課税要件を満たさないものとされ、その法人は、出資者が放棄した出資持分評価額の贈与を受けたものとして、贈与税の課税を受けることになります。

① **理事等だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。**

医療法人資産の目的外利用となり、認められません。社宅の場合は、社宅規定があり、職員と同様の取り扱いにて実施される福利厚生目的を除き、特定の者に対する利益供与となります。

② **理事等に対し、個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。**

貸付そのものが禁止とされています。医療法人の資金は、医療法人の目的に対して支払われるべきで、その余剰資金を理事等に貸し付けることは、明らかな利益供与となります。

③ **医療法人が所有する資産を、理事等に無償または著しく低い価格で譲り渡している。**

これも理事等に対する利益供与であり、実質的な利益配当を禁止する規定です。

④ **理事等が主宰する関連会社から資金を借り入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。**

ここでの問題は、通常より高い金利を払うことで、経済的な利益を与えるとともに実質的な利益配当に繋がることが認められないというものです。

⑤ **理事等から、過大な価格で資産の譲り受けを受ける、もしくは、医療法人の事業に使用しない資産を理事等から譲り受けする。**

⑥ **医療法人の土地や建物に、理事等の個人的借入金の抵当権等が付いている。**

事実上の利益供与となります。例えば、ある理事が関与する企業もしくはMS法人と呼ばれる会社の借入金のために、医療法人の土地や建物に抵当権を設定したとします。仮に、この会社が借入金を返さないとなると、抵当権を設定した金融機関等は医療法人の土地や建物を差し押さえることとなります。医療法人の土地や建物に他人や他社の抵当権を設定するということは、医療法人の財産を差し押さえて良いと承諾しているものですから、医療法人の安定的運営からも決して認められないことです。

⑦ MS 法人等関連法人があり、入札等公正な手続きを取らず、不当に高額な取引をしている等、実質的な利益配当と見なされる取引をしている。

⑧ その他

理事等に対し、職務対価としてではなく、理事であることをもっての報酬の支払いは認められていません。また理事等に対し、経済的な利益の供与は禁止されていますので、注意が必要です。

[抜粋]

「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)

(資産課税課情報 第14号 平成20年7月25日 国税庁資産課税課)

◆特別の利益を与えること

16 法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることは、具体的には、例えば、次の

(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 贈与等をした者

ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等(以下16において「贈与等をした者等」という。)の親族

ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者(次の(2)において「特殊の関係がある者」という。)

(イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ) 上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け(当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。)をすること。

リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(説明) 平成20年度税制改正において、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」の判定基準が法施行令第33条第3項において明記された。

通達16においては、法施行令第33条第3項第2号に規定する特別の利益を与える者の範囲を留意的に示すとともに、どのような場合が特別の利益を与えることとなるかについて例示的に明らかにした。